

令和6年1月10日

行政区長 各位

日本赤十字社占冠村分区長 田 中 正 治

「令和6年能登半島地震災害義援金」の受付について

平素より赤十字事業の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社では標記義援金の受付を開始しています。つきましては、下記の方法により募集しますので貴区内一般に周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 義援金名称 令和6年能登半島地震災害義援金
- 2 募集期間 令和6年12月27日（金）まで
- 3 配分先 石川県、富山県（3/29まで）、新潟県（6/28まで）
- 4 受付方法 受付は以下の方法があります。

(1) 【窓口持参】

「福祉子育て支援課社会福祉担当」及び「トマム支所」の各窓口で受け付けます。

(2) 【銀行振込】

ア. 郵便局・ゆうちょ銀行

口座記号番号 「00150-7-325411」

口座加入者名 「日赤令和6年能登半島地震災害義援金」

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

※郵便局・ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

イ. メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金「2787501」

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金「2105493」

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金「0620669」

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証を希望する場合は、日赤本社パートナーシップ推進部会員課（TEL：

03-4363-2056）へご連絡してください。その際に、住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をお伝えください。

裏面に続く

5 税制上の取り扱い

- ①個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。
- ②法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。



日本赤十字社占冠村分区

(占冠村役場 福祉子育て支援課社会福祉担当)

電話：56-2125